

経済的困難及び 社会生活上の困難を抱える 子どもを支援する 奈良県計画

経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画



発行：奈良県健康福祉部こども・女性局こども家庭課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
TEL 0742-27-8678
FAX 0742-27-8107

奈良
県

平成28年3月
奈良県

目 次

第1章 基本的考え方

第1. 奈良県計画の策定

1. 計画策定の趣旨…………… 1
2. 計画策定の検討体制…………… 2
3. 計画の期間…………… 2
4. 計画の進捗管理…………… 2

第2章 経済的困難等を抱える子どもの状況と課題

第1. 経済的困難等を抱える子どもの状況

1. 生活保護、就学援助等生活困窮世帯の子ども…………… 3
2. ひとり親世帯で経済的困難等を抱える子ども…………… 4
3. 社会的養護の子ども…………… 5
- ◇実態把握の取り組み…………… 6

第2. 経済的困難等を抱える子どもに関わる課題

1. 学力の不足と自己肯定感や将来の希望の低下…………… 9
2. 安心、安全の確保の不十分…………… 11
3. 家庭環境の不安定と地域からの孤立…………… 13
4. 行政、地域による包括的な支援体制の未整備…………… 15
- ◇行政・関係機関等の現在の主な取り組み…………… 16

第3章 支援施策

第1. 基本目標と施策の方針

1. 基本目標…………… 18
2. 施策の方針…………… 18

第2. 経済的困難等を抱える子どもへの支援

1. 学力の向上、困難を「生きる力」の育成…………… 23
2. 安心、安全な居場所づくり…………… 26
3. 家庭の生活を下支えする…………… 28
4. 福祉、教育等行政と地域が連携した支援の推進…………… 31
- ◇経済的困難等を抱える子どもに関する指標…………… 32
- ◇子どものライフステージに応じた子どもへの支援…………… 34
- ◇子どもの貧困対策会議委員等名簿…………… 35

第1章 基本的考え方

第1. 奈良県計画の策定

1. 計画策定の趣旨

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、すべての子どもがその将来に夢や希望を持って成長していける社会を実現していくことは極めて重要です。

我が国における子どもの貧困率は、国民生活基礎調査によりますと、平成24年時点で16.3%、ひとり親家庭の子どもにあっては54.6%となり、平均的な所得の半分以下の世帯で暮らしている子どもが過去最高の割合となりました。

このため、国においては子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、また、法律第8条の規定により、子どもの貧困対策に関する基本方針、子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に策定されたところです。

生活の困窮は、決して特別な世帯に起こるものではなく、介護、失業、ひとり親になること等をきっかけに、誰にでも起こりうる課題と言えます。まして、困難な環境に陥った子どもは、自ら助けを求める声を上げたり、支援のための制度を使いこなすことは困難です。

経済的困難及び社会生活上の困難（以下「経済的困難等」という。）を抱える子どもがその才能や希望を実現できないまま終わってしまうことは社会にとっても大きな損失であり、子どもへの支援はまさに未来への投資でもあります。

経済的困難等を抱える子どもと家庭の「生きづらさ」に寄り添い、子どもの健やかな育ちを支援する総合的な施策を推進するため、法律第9条の規定に基づき「経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画」を策定します。

また、この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」を一体的に策定するものです。

【「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」該当部分】

第3章 支援施策

第2. 経済的困難等を抱える子どもへの支援

1. 学力の向上、困難を「生きる」力の育成

ア 家庭教育を補完する学びの機会と場づくり ①

2. 安心、安全な居場所づくり

ア 子どもが安心して集える地域の居場所づくり ②

3. 家庭の生活を下支えする

ア 支援が必要な家庭に寄り添い、支援する

(1) 子どもの成長に応じた切れ目のない子育て支援

<家庭の状況に応じた支援> ⑥

(2) 安定した就労・生活に向けての支援

<親の学び直しの支援> ①

<ひとり親家庭の親への就労、生活の支援> ①～⑦

<住まいの確保> ②

2. 計画策定の検討体制

計画策定にあたっては、施策の内容が教育、福祉、就労等の支援など幅広い分野における対応が求められることから、庁内関係課による部局横断的な「奈良県子どもの貧困対策ワーキンググループ」により、実態の把握と施策の検討を行うとともに、学識経験者、学校関係者、子どもの支援に関わる関係団体、就労に関する関係者、県民等で構成する「奈良県子どもの貧困対策会議」を設置し、委員の方々の意見を踏まえて、子どもが抱える課題を整理し、施策体系のとりまとめを行いました。

3. 計画の期間

本計画は、平成28年4月から平成33年3月までの5年間の計画の期間とします。

4. 計画の進捗管理

本計画の施策の実施状況について、毎年度、「奈良県子どもの貧困対策会議」に報告し、点検、評価を行います。

第2章 経済的困難等を抱える子どもの状況と課題

第1. 経済的困難等を抱える子どもの状況

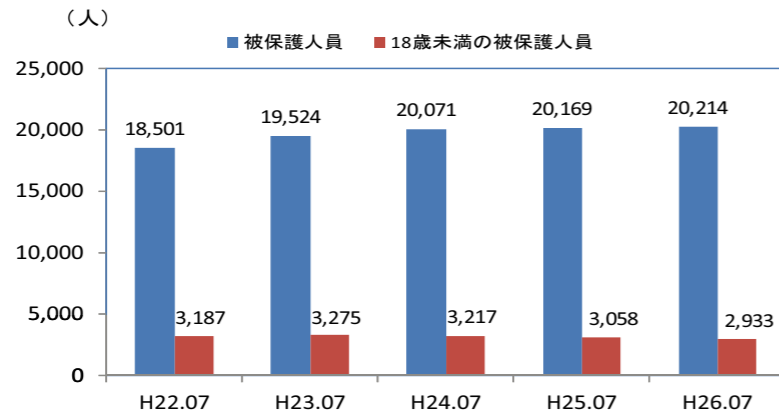
「経済的困難等を抱える子ども」として、本計画による支援対象は、生活保護、就学援助等生活困窮世帯の子ども、ひとり親世帯で経済的困難等を抱える子ども及び社会的養護の子どもです。

本県におけるこれらの子どもたちの状況は以下のとおりです。

1. 生活保護、就学援助等生活困窮世帯の子ども

低所得者を支えるセーフティネットとして、生活の保障と自立を支援する生活保護を受給している世帯の子どもは、平成26年7月現在で2,933人で、近年はほぼ横ばいの状況にあります。なお、児童人口に占める割合は約1.4%となっています。

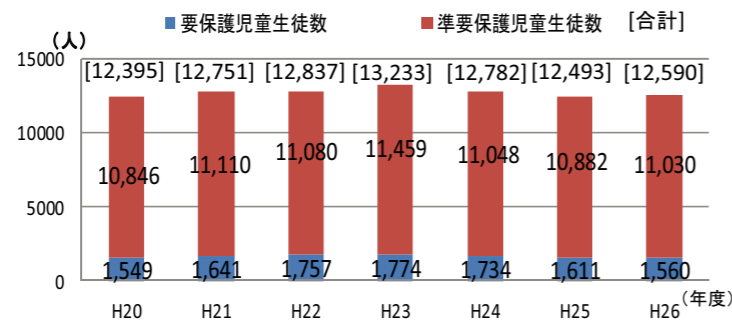
18歳未満の生活保護受給状況(奈良県)



福祉行政報告例、被保護者調査(厚生労働省) 人口推計(総務省統計局)
住民基本台帳に基づく人口による年齢別人口調査(奈良県)

また、経済的理由により就学が困難な小・中学生の保護者に対して、学用品費、通学用品費、通学費等を援助する就学援助を受けている子どもは、平成27年3月現在、12,590人となり、近年はほぼ横ばいの状況にあります。これは、小・中学校の在学者数の約12%にあたります。

奈良県における就学援助の状況



就学援助実施状況等調査(文部科学省)

なお、平成26年度から、低所得世帯の高校生の就学を支援するため、市町村民税所得割が非課税の世帯を対象に、授業料以外の教育費を給付する高校生等奨学給付金制度を実施しています。平成26年度の受給者数は1,779人です。

2. ひとり親世帯で経済的困難等を抱える子ども

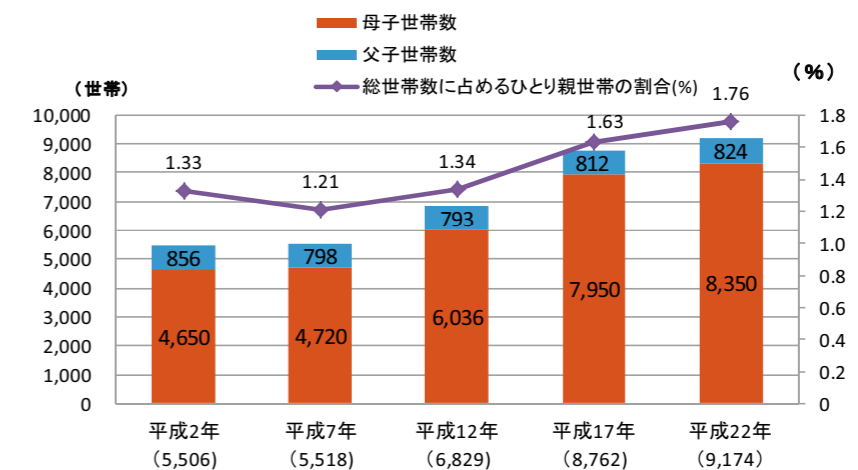
ひとり親世帯は、平成22年の国勢調査によると、母子世帯数は、8,350世帯、父子世帯数は、824世帯となっており(いずれも他の世帯員(祖父母等)がいる世帯を除く)、増加傾向にあります。

総世帯数に占めるひとり親世帯の割合も、平成7年の1.21%から平成22年の1.76%と上昇しています。

なお、実態調査からは、ひとり親世帯が経済的に厳しい状況に置かれていることも明らかになっています。

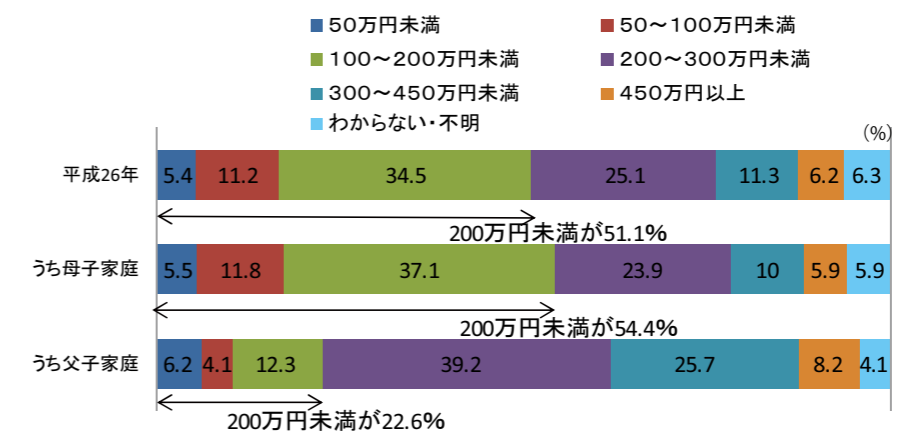
ひとり親世帯の父及び母の約9割が就労しているものの、年収が200万円未満の世帯が51.1%(母子世帯にあつては54.4%)を占めており、これらの世帯の子どもは、約8,000人で児童人口の4%となっています。

奈良県におけるひとり親世帯の推移(他の世帯員がいる世帯を除く)



国勢調査 総務省統計局

奈良県ひとり親世帯の収入(年収)の状況



平成26年度奈良県ひとり親家庭等実態調査(奈良県子ども家庭課)

3. 社会的養護の子ども

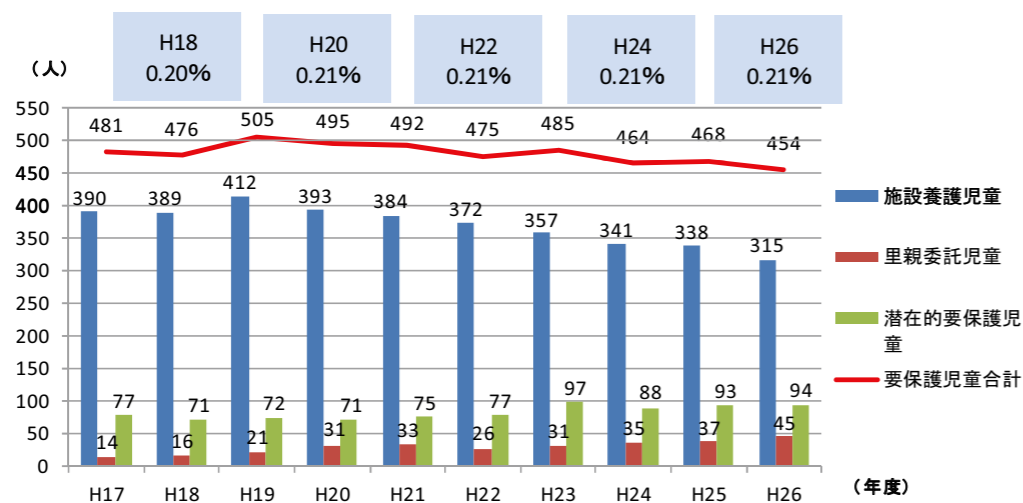
社会的養護は、保護者のいない子どもや、児童虐待等により保護者に監護させることが適当でない子どもを公的責任で社会において養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこととされています。

本県における社会的養護の状況は、入所施設として、乳児院が2カ所、児童養護施設が6カ所あり、里親は117組(H27.12現在)の方々を委託先として登録しています。

施設に入所している子どもは315名、里親には45名を委託しています(いずれもH26年度)。近年、施設に入所している子どもが減少していますが、里親委託する子どもは増加傾向にあります。

平成26年度に実施した「奈良県児童虐待事例調査」からは、児童虐待が繰り返されている事例では経済的問題を抱えている家庭が約半数を占めること、また、児童養護施設退所後の子どもの状況の調査(対象:H21~H25年度に退所した128名)では、退所後、約半数の子どもが家族、親類からの支援が無いまま、自立しなければならず、経済的に厳しい状況にあると考えられます。

児童人口に占める要保護児童の割合(奈良県)



児童人口：住民基本台帳に基づく人口による年齢別人口調査(奈良県)
 その他：奈良県子ども家庭課調べ
 ※施設、里親措置児童数は各月初日在籍児童の年度平均
 ※潜在的な要保護児童数は一時保護の後、帰宅及びその他の児童数
 ※児童人口は10月1日現在の0~17歳児童数

実態把握の取り組み

経済的困難を抱える子どもへの支援について、本県の実態を踏まえたものとするために、ひとり親家庭等実態調査等の各種統計調査の他、以下の社会的養護等に係る子どもの具体的な事例調査、及び子どもの支援に直接携わる県、市町村、施設等の教育、福祉関係者へのアンケート調査を実施しました。

調査の概要は以下の通りです。

◆事例調査
実施時期：平成27年6月から7月
調査対象：福祉事務所、児童養護施設、こども家庭相談センター、母子生活支援施設、社会福祉協議会、スクールソーシャルワーカー(注1)からの聞き取り
事例数：10事例
調査項目：家族状況、家庭のライフコースにみる主なリスク、現在の家庭の課題

事例調査のうち、家庭が抱えるリスクと子どもへの影響や事例から考えられる課題は以下のようになっています。

「事例概要、家庭のリスク、課題」(事例は抜粋)

概要	貧困のリスク	課題等
① 【調査先】 こども家庭相談センター 【概要】 ・母子家庭・生活保護受給世帯 ・子どもはネグレクト	祖母(50代) 子ども期の被虐待経験、不登校、家出 低学歴、夫からのDV、離婚 経済的困難、うつ 母親(20代) 非行行為、若年出産、高校中退 子どもへのネグレクト 本児(就学前) 母からのネグレクト 祖母による養育 発達障害	◆ 貧困の多重化、世代間連鎖 ◆ 経済的支援としての生活保護や市町村及び県こども家庭相談センターによる養育支援等を行うが世代間連鎖が解けない。
② 【調査先】 こども家庭相談センター 【概要】 ・母子家庭・生活保護受給世帯 ・子どもは心理的虐待、ネグレクト	祖母(50代) 経済的困難、多子世帯 夫からのDV、離婚 子どもへのネグレクト 母親(20代) 家庭内の学習環境の不整備 規範意識の欠如、非行行為、低学歴 離婚 子どもへの心理的虐待 本児(就学前) 母からの心理的虐待	◆ 多子世帯に対する子育ての支援 ◆ 児童虐待の世代間連鎖の継続的防止対策 ◆ ロールモデルがなく、規範意識が養われない子どもへの支援 ◆ 学習する場所のない子どもへの支援 ◆ 経済的困難をかかえるひとり親世帯への自立支援
③ 【調査先】 児童養護施設 【概要】 ・子どもは児童養護施設入所 ・母子家庭、母は首肯不遇	母親(40代) 離婚、児童の父は所在不明 子どもを置き去り 経済的困難、借金 精神疾患 本児(小学生) 親からの分離 働く場所の欠如	◆ 子どもに対する自己肯定感の醸成や自己を尊重できるような心理的ケアが必要 ◆ 退所後の自立に向けた相談支援や就職活動支援 ◆ 障害を持つ親への早期の養育支援
④ 【調査先】 福祉事務所 【概要】 ・母子家庭・生活保護受給世帯 ・母はパート就労	母親(40代) 夫が不就労、離婚 事業倒産、負債 就労先閉鎖、経済的困難 本児(中学生) 父からの援助がない いじめ 部活動に制約	◆ 経済的困難を抱えるひとり親家庭の親の安定的な職の確保 ◆ ひとり親家庭の子どもに対する心のケアや学習支援
⑤ 【調査先】 福祉事務所 【概要】 ・母子家庭・生活保護受給世帯 ・多子世帯	母親(40代) 夫からのDV、離婚 多子世帯、子どもへのネグレクト 子どもに兄弟の世話・育児を任せる 本児(高校中退) 不登校、母からのネグレクト 家庭内の学習環境の不整備 高校中退、ひきこもり	◆ ひとり親で多子世帯の家庭に対する精神的サポートや養育支援 ◆ 自己のDV被害に対する早期の認識とDVからの脱却 ◆ 高校の中退者を対象にした相談支援及び就労による自立支援

※ 事例概要等は、若干の変更を加えています。

事例調査の結果からは、ひとつの困難に見舞われることが原因となり、さらに別の困難が重複して悪循環に陥ってしまう状況や、子どもにとっては、出生時から既に困難な環境にあり、家庭が安心、安全な場となっていない、また、子どもにとって親がロールモデル(注2)となり得ない状況がみられます。

(注1) スクールソーシャルワーカー 社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者で、学校において、子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所との連携や、教員の支援を行う。

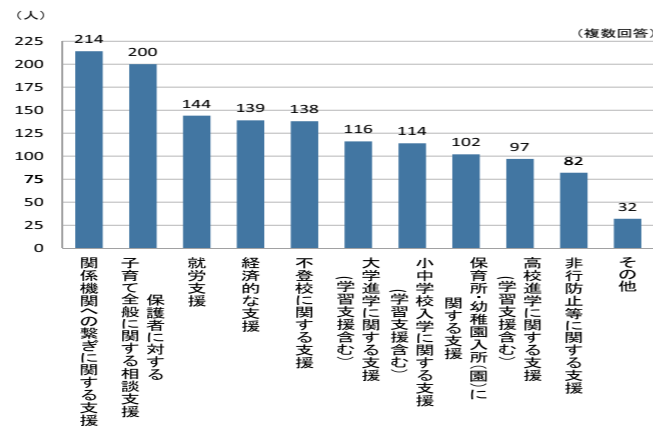
(注2) ロールモデル 自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。

◇アンケート調査

実施時期：平成27年5月
 調査対象：教育関係者（県立高校・特別支援学校の教諭、教育研究所、市町村教育委員会）福祉関係者（県・市村福祉事務所の生活保護ケースワーカー、児童養護施設・母子生活支援施設・児童家庭支援センター・こども家庭相談センター・市町村児童福祉担当課職員、母子・父子自立支援員）
 回答状況：403人
 調査項目：現在実施している支援内容、貧困状態にある子どもが抱える問題、貧困のリスク要因、支援が困難な理由、有効と思われる支援内容

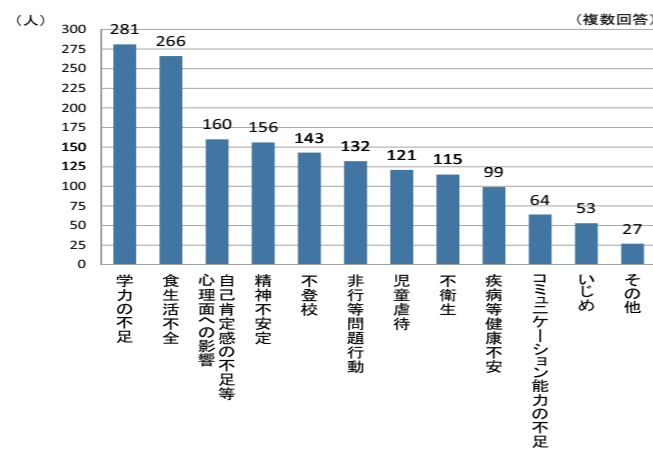
① 現在実施している支援の内容

現在、実施している支援内容は、「保護者に対する子育て相談」、「支援や関係機関の紹介」等が最も多く、「就労支援」や「経済的支援」が続く。



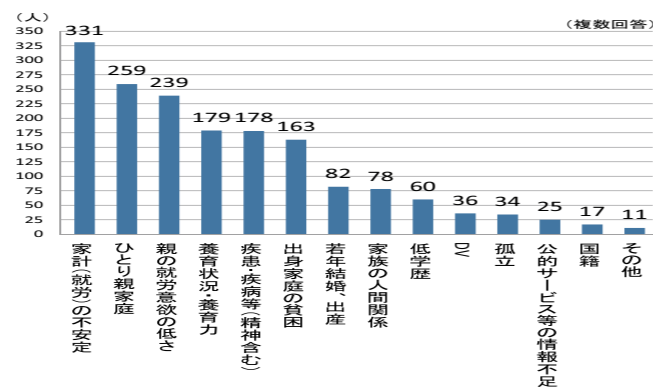
② 貧困状態にある子どもが抱える問題

子どもが抱える問題については、「学力の不足」、「食生活不全」が多い他、「自己肯定感の不足」等心理面への影響が大きいと認識されている。



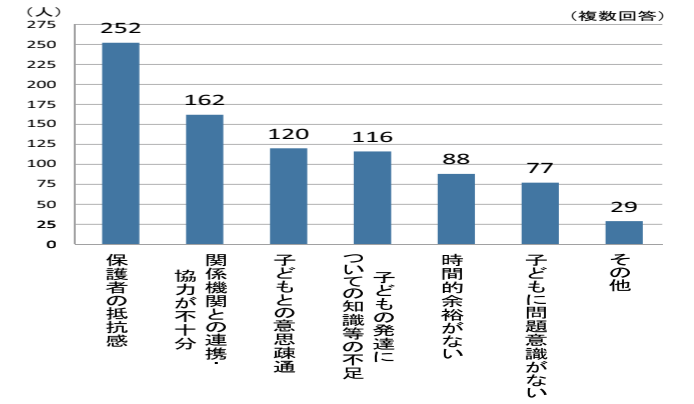
③ 貧困のリスク要因について

貧困のリスクについては、「就労等の不安定」、「ひとり親の家庭」、「親の就労意欲」や「養育力」等を主なものとしている。

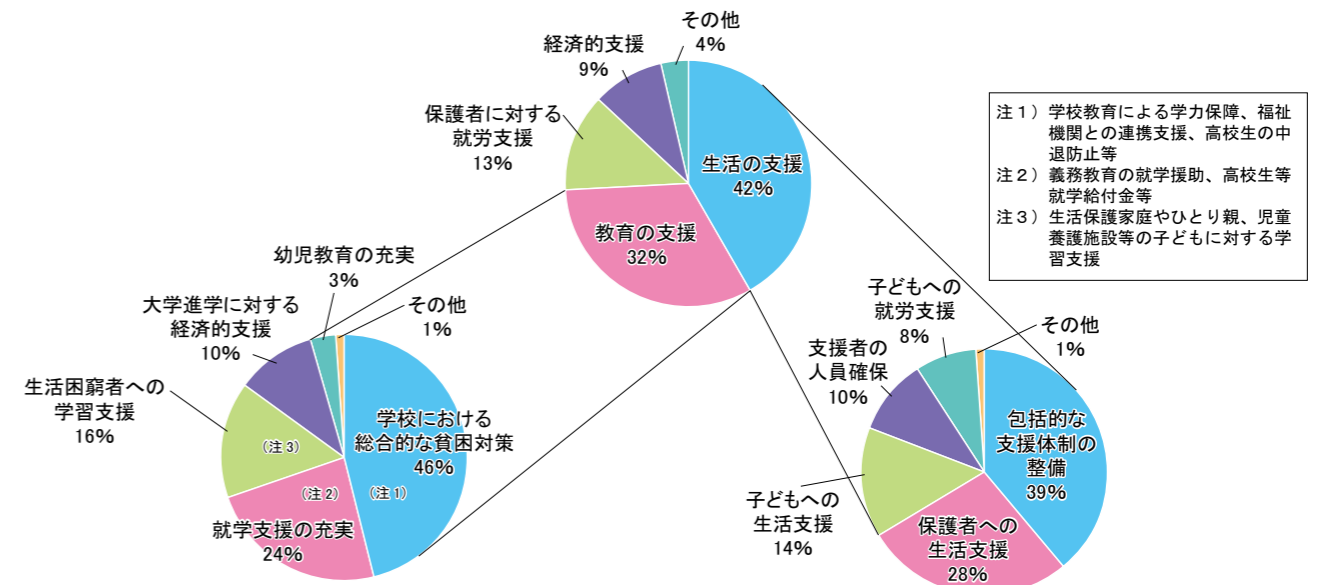


④ 支援が困難な理由について

家庭への支援が困難な理由として、「保護者の抵抗感」が最も多く、その他、「関係機関との連携の不十分」、「子どもとの意思疎通」等の問題等があげられている。



⑤ 有効と思われる支援の内容について



有効と思われる支援については、「生活の支援」が最も多く、次に「教育の支援」「保護者に対する就労支援」となっている。

また、「生活の支援」においては、「包括的な支援体制の整備」等が有効とされ、「教育の支援」においては、「学校における総合的な貧困対策」、就学援助等の「就学支援の充実」、「生活困窮世帯の子どもへの学習支援」等が有効とされている。

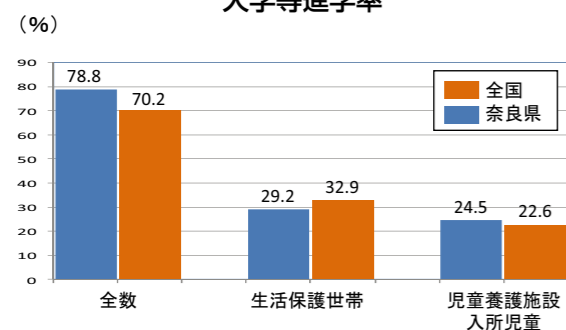


第2. 経済的困難等を抱える子どもに関わる課題

1. 学力の不足と自己肯定感や将来の希望の低下

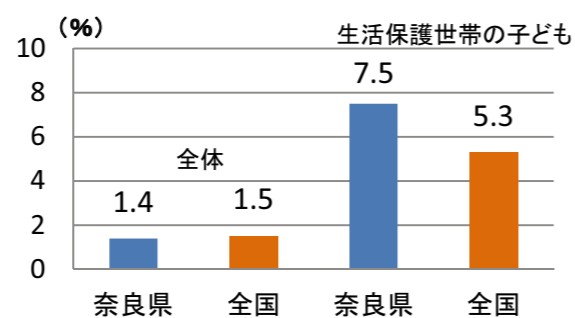
生活保護世帯及び児童養護施設に入所していた子どもの高校卒業後の進学率は、県全体の進学率と比較して大きな格差が生じています。高等学校の中退率も生活保護世帯の子どもが高くなっています。

生活保護世帯及び児童養護施設入所の子どもの大学等進学率



平成24年度学校基本調査（文部科学省）
平成24年福祉行政報告例（厚生労働省）
※奈良県児童養護施設の率は、平成21年度から25年度までの平均（奈良県こども家庭課調べ）

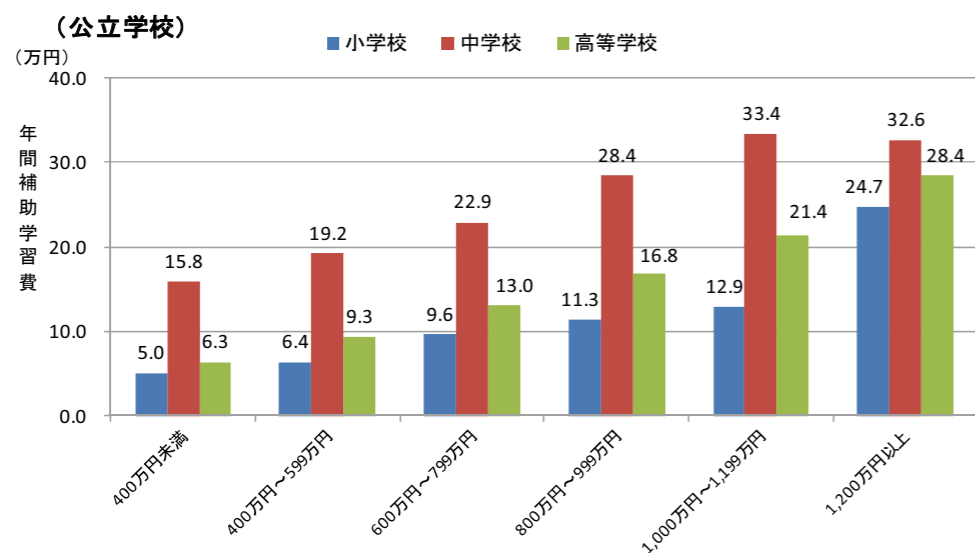
高等学校等中退率



全体：平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省、奈良県）
生活保護世帯：平成24年福祉行政報告例（厚生労働省）

学力格差が生じる理由には、所得の高い家庭ほど学習塾等の補助学習費の支出が多くなっていることや、親が家庭で子どもの勉強を見る時間がとれない家庭があるなど様々な家庭環境上の問題が考えられます。

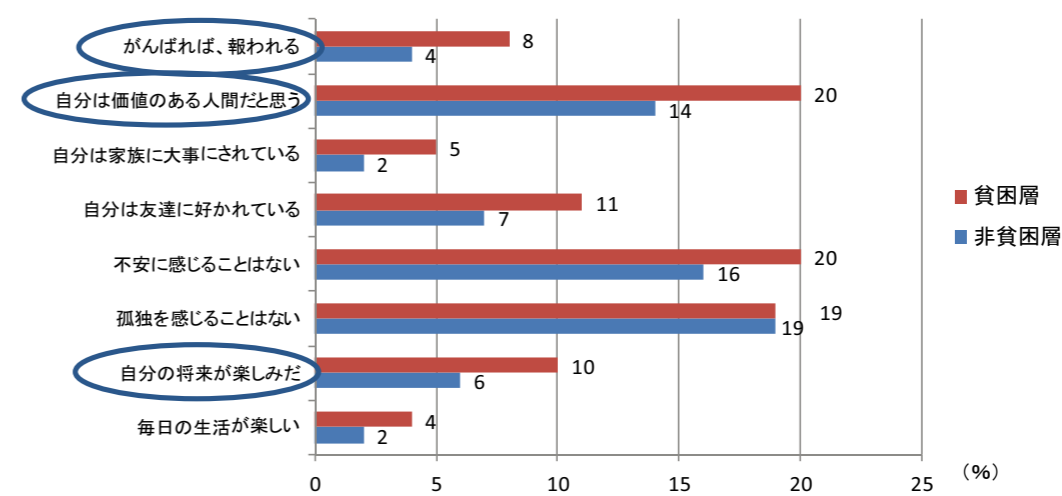
世帯の年間収入段階別の補助学習費



平成24年度 子供の学習費調査（文部科学省）

また、子どもは、様々な機会を剥奪されることによって、「がんばれば報われる」、「自分は価値のある人間」といった自己肯定感や将来の希望が持てないなどの心理面での影響が大きいことが指摘されています。

子どもの自己肯定感「そう思わない」とした割合（小学校5年生）



平成24年 大阪子ども調査

また、アンケート調査の自由意見からも子どもの自己肯定感等について、以下の意見があり、子どもの悩みを受け止め、がんばれば報われるための支援が必要です。

◇ アンケート調査での自由意見

- 「貧困環境で育った子どもは自己肯定感が乏しく、「どうせがんばっても」という意識を強く持っていることが多い。親の人生と子どもの人生は別で、自ら自分の人生を切り開いていくという意識を子どもに持たせると同時に、子どもへの直接的な支援が必要」（学校関係者の意見）
- 「自分が貧困であることを理解していなかったり、貧困から抜け出そうとする気持ちが感じられなかったりする」（学校関係者の意見）
- 「勉強に対して あきらめている子が多い気がする。貧困の連鎖を防ぐために、高等学校以上の教育を子どもの意思で目指せる環境が整うことが望まれる」（施設関係者の意見）
- 「学力も重要だが、正義感や思いやりを持った子どもが育てられ、将来に希望が持てる教育が大事」（福祉関係者の意見）

2. 安心、安全の確保の不十分

本県における児童虐待件数は年々増加し、平成26年度は県子ども家庭相談センターの対応件数が1,567件で、対前年12.6%の増加となり過去最多となりました。

県では児童虐待の実態と発生要因等を調査するため、平成26年度に「児童虐待事例調査・分析事業」を実施しました。

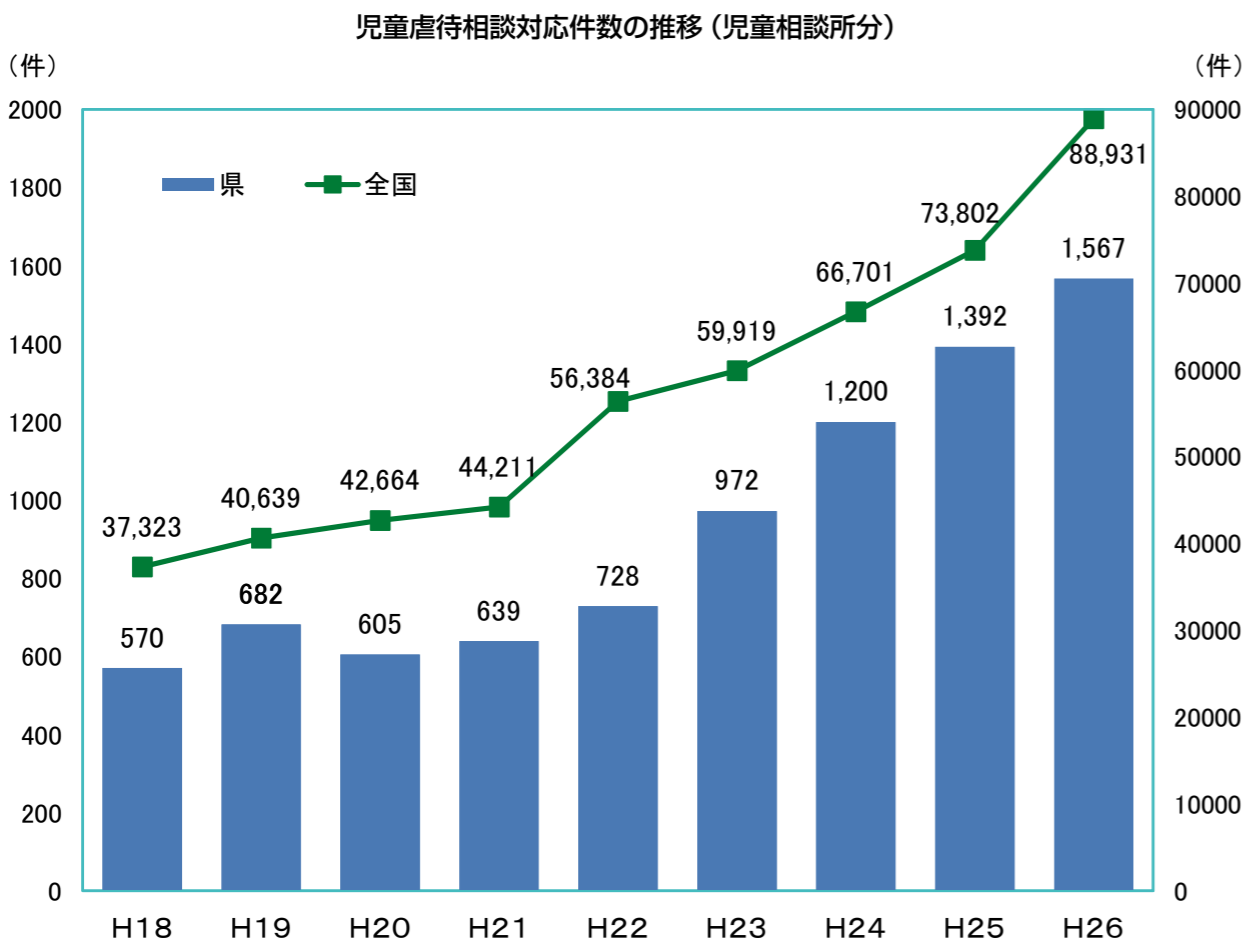
このなかで、平成24～25年度の2カ年で県及び市町村が対応し、重症度が中度以上と判定された（虐待が繰り返し行われている等）982事例についての調査では、環境の側面からの発生要因として、生活困窮等の経済的問題が約半数を占めていることがわかりました。

また、家庭において子どもの安心・安全が確保されない子どもについて、社会的養護として、児童養護施設等に入所する場合があります。

このような社会的養護にあっては、できる限り家庭的な環境のなかで特定の大人との継続的で安定した愛着関係の元で行われることが望ましいとともに、退所後に親からの支援が得られない子どもも多いことから、就労や進学にあたっての支援が必要です。

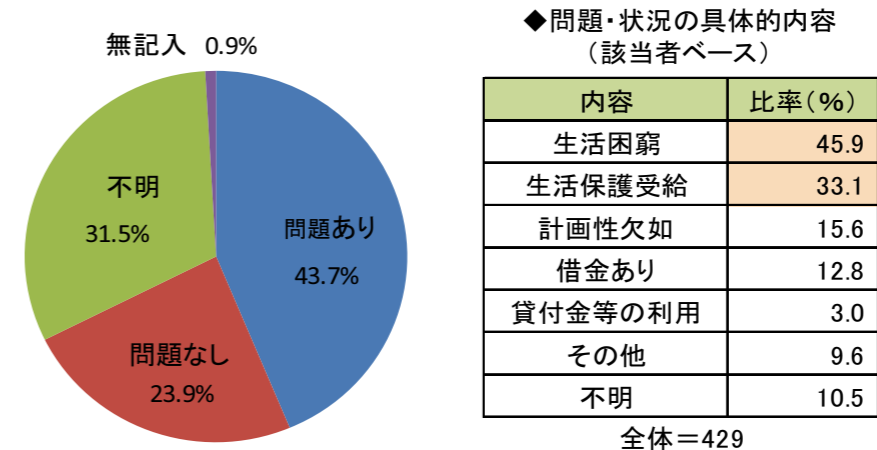
ひとり親家庭の子どもにあっては、「平成26年度奈良県ひとり親家庭等実態調査」から、小学生の62%が放課後を自宅で過ごしているが、その多くが子どもだけで過ごしており、ひとり親の平均帰宅時間のうち、20時以降と「交代制勤務などで一定しない」を合わせると22.7%となっています。

子どもが放課後等に気軽に安心して集うことの出来る地域の居場所づくりが必要です。



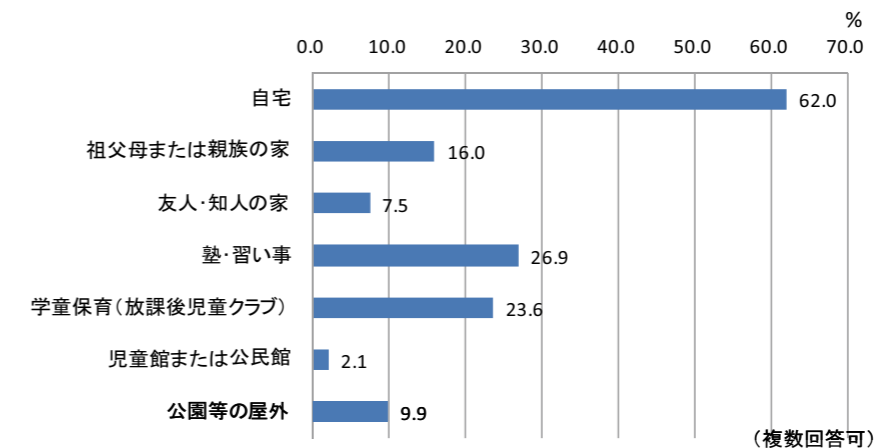
福祉行政報告例（厚生労働省）

家庭の経済的問題と児童虐待の関係



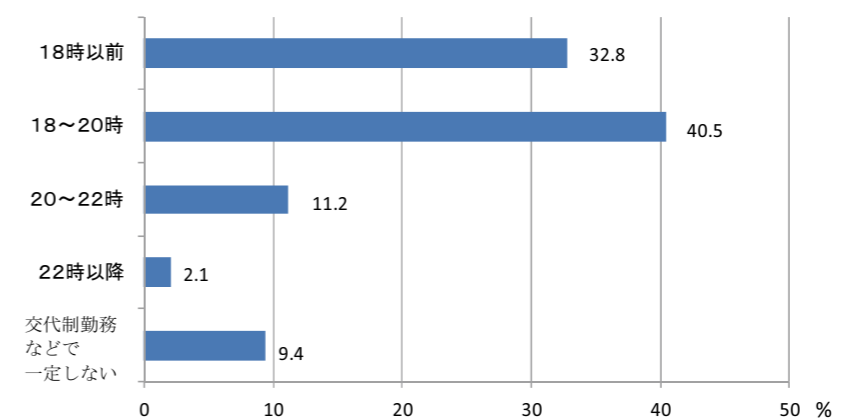
平成26年度 奈良県児童虐待事例調査（奈良県子ども家庭課）

放課後の子どもの過ごし方



平成26年度 奈良県ひとり親家庭等実態調査（奈良県子ども家庭課）

平均帰宅時間（就業者ベース）



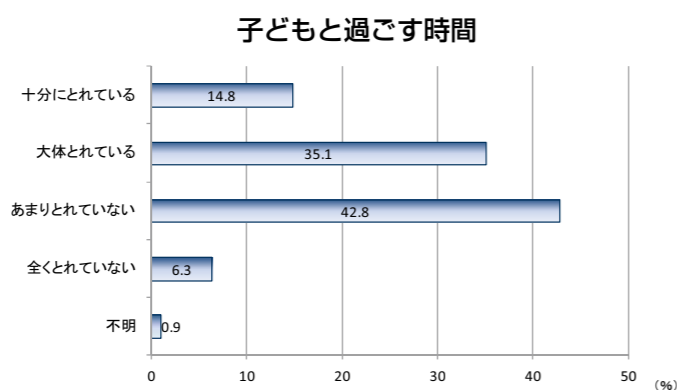
平成26年度 奈良県ひとり親家庭等実態調査（奈良県子ども家庭課）

3. 家庭環境の不安定と地域からの孤立

文部科学省の平成25年度全国学力・学習状況調査の「保護者に対する調査」からは、不利な環境（社会経済的背景が低い）を克服し、学力の高い子どもの特徴として、以下のような親の関わりがあるとされています。

- ◇読書や読み聞かせ
 - <保護者が子どもに本や新聞を読むようにすすめている。子どもが小さい頃に絵本の読み聞かせをした。子どもと一緒に図書館に行く。>
- ◇勉強や成績に関する会話・学歴期待・学校外教育投資
 - <保護者が子どもと勉強や成績のことについて話をする。保護者の高い学歴への期待、子どもへの教育投資額が多い。>
- ◇保護者自身の行動
 - <授業参観や運動会などの学校行事への参加。>

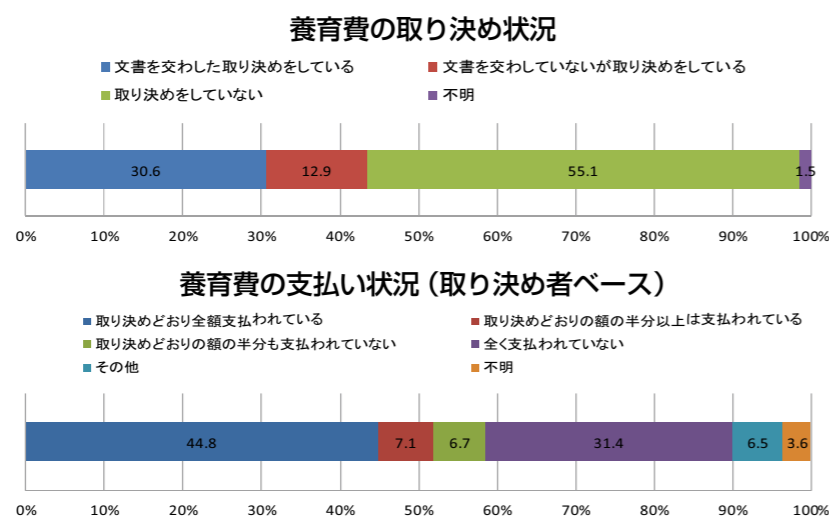
一方で、ひとり親家庭の親は子育てと就労の両立から、子どもと過ごす時間がとれていないと感じているなど子育てに大きな悩みを抱えています。



平成26年度 奈良県ひとり親家庭等実態調査（奈良県こども家庭課）

就労についても、母子家庭の母の雇用形態は非正規率が約56%となっています。就業に必要な知識、技能等の習得の機会が不十分であることから、就職に当たっては、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。

また、ひとり親家庭には、離婚の際の養育費の確保の問題もあります。養育費の取り決めを行っている割合は、約44%ですが、養育費が支払われている（全額でないものも含む）のはひとり親家庭全体の約25%に過ぎません。

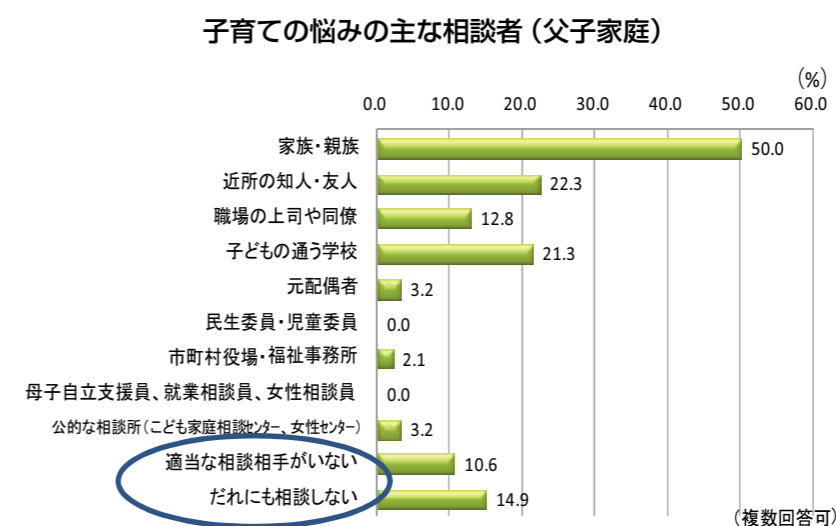


平成26年度 奈良県ひとり親家庭等実態調査（奈良県こども家庭課）

アンケート調査の自由意見では、「学校、地域（民生委員等）が常に見守っていくことが大切。子どもにだけ肩身の狭い思いをさせたくないとの思いから、就学援助を遠慮する」（教育関係者）、また「支援が必要であるにも関わらず、支援を求めない家庭へ、どのような支援をするかに難しさを感じる」（施設関係者）等の意見がありました。

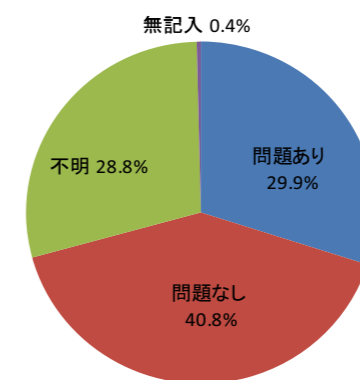
また、アンケート調査項目の「家庭への支援が困難な理由」として「保護者の抵抗感」が最も多い結果でした。支援を求める声が発せられない、又は発しているのに行政や地域が受け止められない。その結果、経済的等の困難がさらに深刻化していく状況になっていきます。

子育てに関しても、ひとり親家庭（父子家庭）ではその悩みを「誰にも相談しない」、「適当な相談相手がいない」親がいること、児童虐待事例調査からは、被虐待児童にみられる課題として、約3割に生活環境に関する社会的サポート上の問題があり、その約5割は地域社会からの孤立が見られる状況です。



平成26年度奈良県ひとり親家庭等実態調査（奈良県こども家庭課）

被虐待児童の家庭の社会的サポートの問題



問題・状況の具体的内容 (該当者ベース)

内容	比率 (%)
地域社会からの孤立	49.7%
親族との対立	36.1%
その他	8.2%
親族過干渉	5.1%
援助機関なし	3.1%
不明	16.0%

全体n=294

平成26年度奈良県児童虐待事例調査（奈良県こども家庭課）

4. 行政、地域による包括的な支援体制の未整備

経済的困難等を抱える子どもが抱える課題は、経済的困窮のみならず、自己肯定感などの精神的問題等多様で複合的なものとなっています。さらに、社会的に孤立している家庭では、様々な点でこの様な課題を抱えるリスクが高いと考えられます。

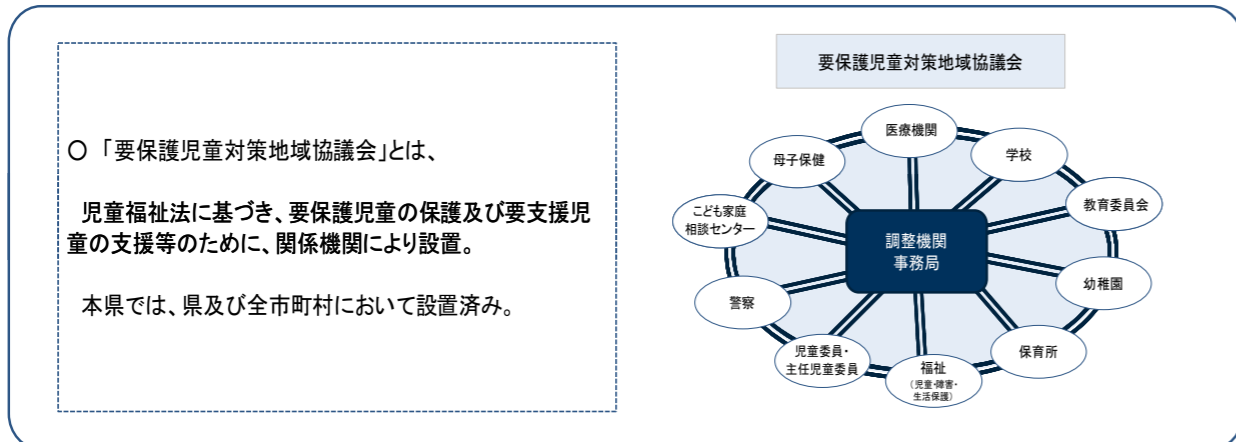
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に規定する「教育の支援」、「生活の支援」、「就労の支援」、「経済的支援」等を適切に行うためには、支援が必要な子どもを早期に発見し、問題を把握した上で、様々な分野の支援機関が横断的に連携しながら、子どもの成長段階に応じた切れ目の無いものとしなければなりません、そのためのネットワーク組織はまだありません。

アンケート調査からは、有効な支援として、「生活と教育の支援」が約7割以上を占め、生活支援においては「包括的な支援体制の整備」が、教育支援においては「学校における総合的な子どもの貧困対策」が、それぞれ最も必要であるとされています。このことから、支援にあたっては福祉と教育及び行政と地域を架橋する仕組みづくりが求められます。

保護者のいない児童や虐待等から保護者に監護させることが不適当な要保護児童の早期発見や適切な支援を行うために、児童福祉、教育、医療、警察等関係機関が連携して実施する機関として「要保護児童対策地域協議会」があります。

現在、県及びすべての市町村に設置され、特に児童虐待対応のネットワーク組織として機能の充実が図られているところです。「経済的困難等を抱える子ども」への支援という観点から、「要保護児童対策地域協議会」の活用等も検討する必要があります。

◆要保護児童対策協議会の連携体制



◆行政・関係機関等の現在の主な取り組み

主体	取り組み	学力向上、困難を「生きる力」の育成	安心、安全な居場所づくり	家庭の生活を下支えする	
県	こども家庭課	ひとり親家庭の子どもへ学習支援・心のケア	ひとり親家庭の子どもへの学習支援・心のケア(再掲)	アウトリーチ型子育て支援	
		児童養護施設の退所児童に対する自立支援	児童養護施設の退所児童の居場所	ペアレント・トレーニング	
	こども家庭相談センター		緊急一時保護	ひとり親の就労支援・生活支援・子育て支援	
	教育振興課	就学前教育における効果的な教育手法の調査研究			
		高校生等への修学支援			親の養育相談
	地域福祉課	生活保護世帯等の子どもへの学習・生活支援	生活保護世帯等の子どもへの学習・生活支援(再掲)	生活困窮者の生活・就労相談と就労準備支援窓口の設置	
	福祉事務所				生活保護による最低生活の保障、自立支援
					ひとり親家庭に対する教育貸付
	子育て支援課		放課後児童クラブ	子育て支援の拠点や利用者支援の窓口の設置	
	保健予防課			母子保健による妊娠期からの子育て支援	
	青少年・生涯学習課	ひきこもり等の若者に対する社会復帰のための相談			
	雇用労政課	若年者の就労支援			ひとり親家庭に対する就労支援
	住宅課				ひとり親家庭に対する公営住宅の優先入居
	県教育委員会	学校支援課	高校生等への修学支援		高校生等への修学支援(再掲)
学校教育課		外国人生徒のための学習支援、補習のための指導員の派遣			
生徒指導支援室		スクールカウンセラーによる情緒面の支援		生活支援アドバイザーの配置	
		不登校の未然防止・早期対応			
人権・地域教育課	学校・家庭・地域の連携・協働による学習支援・体験の機会の提供	学校・家庭・地域の連携・協働による安心、安全な子どもの居場所(再掲)	外国人の親等に対する日本語習得支援		
警察		子どもの安全の確保			
市町村	義務教育就学援助		生活困窮世帯の子どもへの居場所	住民の児童家庭相談	
	生活困窮世帯の子どもへの学習ボランティアによる心のケア			住民の生活相談・支援、児童扶養手当の支給	

第3章 支援施策

第1. 基本目標と施策の方針

1. 基本目標

第2章で示したとおり、経済的困難等を抱える子どもは、家庭の生活困窮を背景として、親からのかかわりやロールモデルの欠如等により、学習習慣がうまく習得できないことから、学力の低下や、「自分は価値のある人間」、「頑張れば報われる」という気持ちが抱けず、将来への希望が持てなくなっている状況が懸念されます。

また、児童虐待の発生等により、家庭が子どもにとって、必ずしも安心・安全な場所となっていない問題もあります。

こうした厳しい状況にある子ども達が、将来に夢や希望を持てる社会を実現していくことが、本計画の目標です。

基本目標

すべての子どもがその将来に夢や希望を持って
成長していける 奈良県の実現

1. 経済的困難等にかかわらず、才能や希望を実現できるよう子どもへの支援を行います。
2. 子どもと家庭に寄り添い、より実効性のある支援となるよう行政と地域が連携して施策を推進します。

2. 施策の方針

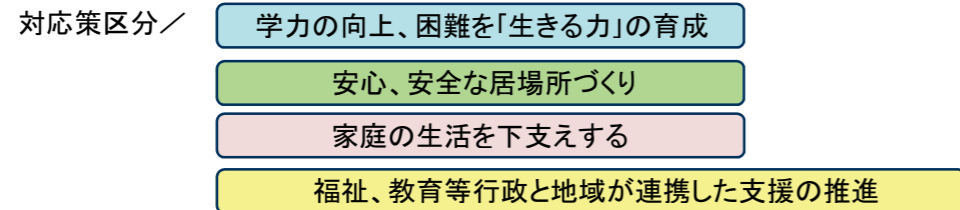
特に支援の必要な子どもである、「生活保護、就学援助を受給する生活困窮世帯の子ども」、「ひとり親世帯で経済的困難等を抱える子ども」、及び「社会的養護の子ども」に重点を置いた支援を行うものとします。

また、これまで示してきた課題を、支援の対象とする子ども毎に整理し、課題を解決するための必要な施策を検討し、経済的困難等を抱える子どもの支援に特化した施策を計画に位置づけることとします。

取り組み 主体	学力向上、困難を「生きる力」の育成	安心、安全な居場所づくり	家庭の生活を下支えする
学校	子どもの学力保障	放課後子ども教室	子育て相談
	スクールカウンセラーによる情緒面の支援	学校すべての教育活動における安心、安全の居場所づくり	スクールソーシャルワーカーによる生活相談
母子福祉連合会			ひとり親家庭の生活援助・子育て支援
民生児童委員		地域の子どもの見守り	地域の子育て相談・支援
			困難を抱える家庭への必要な援助
児童養護施設		社会的養護における安心、安全な居場所	
里親		社会的養護における安心、安全な居場所	
児童家庭支援センター	要支援の子どもへの指導・助言		地域の子育て支援
母子生活支援施設		社会的養護における安心、安全な居場所	入所者の子育て支援
			入所者の生活支援・自立のための支援
保育所	入所の子どもに対する学習支援	就学前の子どもの居場所	入所者の子育て支援
	情操教育		
ファミリーサポートセンター			子育ての悩みを抱えた親の相談窓口
奈良労働局	若年者の就労支援		ひとり親家庭、生活保護世帯の親に対する就労支援
NPO	不登校などの困難を抱える子どもの学習支援・心のケア	不登校などの困難を抱える子どもの居場所(再掲)	子育ての悩みを抱える親の相談・支援
			困難を抱える家庭への就労・生活支援

支援対象となる子どもの課題と必要な対応策について

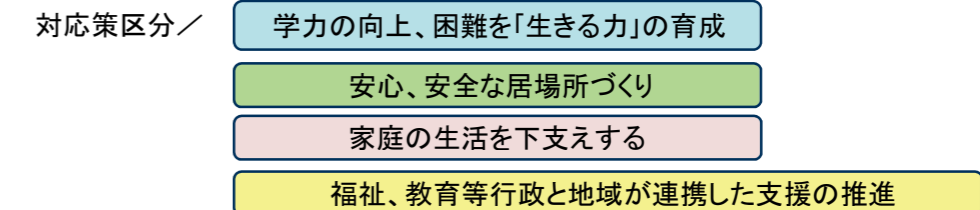
支援の対象となる子ども	生活保護、就学援助等を受給する生活困窮世帯の子ども	状況	・生活保護 約 3,000人 <児童人口の約1.4% 近年ほぼ横ばい> ・就学援助 約12,600人 <在籍児童の約12% 近年ほぼ横ばい>
-------------	---------------------------	----	---



課題	課題を解決するために必要な主な方策	施策の骨子の項目
● 家庭内教育の不十分等から低学力となり、結果的に大学等進学率が低くなっている。	家庭教育を補完するために、家庭外に学習の機会と場が必要	1. ア
● 様々な機会を剥奪されることで、「頑張れば報われる」思いを持たず、進学への意欲、将来の希望を抱けない。	勉強すること、高等教育を目指すためのインセンティブ(動機付け)が必要	1. イ
	子どもの悩みを受け止める心のケアが必要	1. ウ
	自分は「出来る」、「人の役に立つ」と思える様々な体験が必要	1. エ
	親に対して、「子どもにとって今の勉強が将来のため」であることの意識付けが必要	3. ア
● 家庭における文化的資源が不足し、学力等にも影響を与えている。 また、基本的な生活習慣や学習習慣の習得が不十分である。	優れた文化・芸術にふれる機会が必要	1. エ
	生活習慣や学習習慣が出来ていない子どもに習得させる機会と場が必要	1. ア
	子育て支援が必要な家庭に、子どもの出生前から早期に寄り添い見守ることが必要	3. ア
● 経済的問題は児童虐待の発生リスクとなっている。	子育て支援が必要な家庭に、子どもの出生前から早期に寄り添い見守ることが必要	3. ア
● 様々な機会を剥奪されることで、社会的つながりが希薄となっている。	家庭以外に、子どもが気軽に、安心して集える地域の居場所が必要	2. ア
● 支援が必要であっても、子どもは自らが助けを求め、支援制度を利用することが難しい。	支援が必要な子どもを早期に発見し、支援する仕組みづくりが必要	4. ア

支援の対象となる子ども	ひとり親世帯で経済的困難等を抱える子ども	状況	・約8,000人<児童人口の約3.8%> ※1
-------------	----------------------	----	----------------------------

※1 ひとり親世帯のうち、年収200万円以下の世帯の子どもを推計したものです。

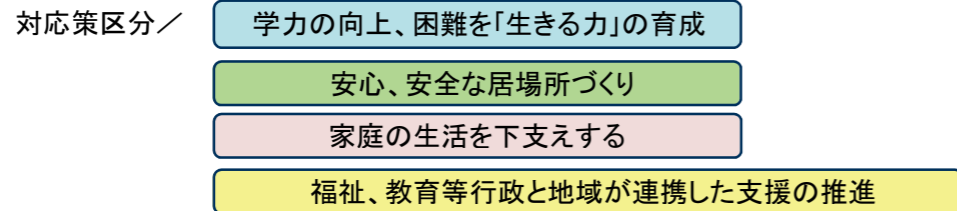


課題	課題を解決するために必要な主な方策	施策の骨子の項目
※生活保護等生活困窮世帯の子どもとの共通課題は極力省略し、ひとり親の特性に着目		
● 家庭内教育の不十分等から低学力となり、結果的に大学等進学率が低くなっている。	家庭教育を補完するために、家庭外に学習の機会と場が必要	1. ア
● 親の就労等により、十分に関わってもらうことが出来ない。	親子が共に楽しめる機会と場所の提供、効果的な子育ての方法の周知が必要	3. ア
	支援が必要な子どもを地域全体で見守り、育てる環境づくりが必要	4. ア
● 放課後、自宅で子どもだけで過ごすことが多く、安心安全に不安。	家庭以外に、子どもが気軽に、安心して集える地域の居場所が必要	2. ア
● 子どもにとって、将来のロールモデルとなる人が不足している。	子どもにロールモデルを提示できる様、人との交流を通じた様々な体験が必要	1. エ
● 繊細な母子関係の元で、子どもが自分の要求、希望を過度に抑制し自らの自立を妨げている。	子どもの悩みを受け止める心のケアが必要	1. ウ
	固定化した母子関係を離れ、他者との触れ合いや安心な家庭以外の居場所が必要	2. ア

施策の骨子

支援の対象となる子ども	社会的養護の子ども	状況	・約450人<児童人口の約0.2%> ※2
-------------	-----------	----	--------------------------

※2 社会的養護に係る児童養護施設等の施設に入所している子ども、里親に養育を委託されている子ども、こども家庭相談センターが一時保護している子ども等をもとに推計したものです。



課題 ※生活保護等生活困窮世帯の子どもとの共通課題は極力省略し、社会的養護の特性に着目	課題を解決するために必要な主な方策	施策の骨子の項目
● 親の監護が不十分なことから、学力も低く、結果的に大学等進学率が低くなっている。	家庭の支援が期待出来ない中で、高等教育を目指すためのインセンティブ(動機付け)が必要	1. イ
● 虐待を受けたことから、家族と分離される子どもが増加している。	子育て支援が必要な家庭に、子どもの出生前から早期に寄り添い見守ることが必要	3. ア
	社会的養護においても、特定の大人が子どもに寄り添う家庭的な環境づくりが必要	2. イ
● 大人との継続的、安定的な愛着関係の形成が十分出来ない。	社会的養護においても、特定の大人が子どもに寄り添う家庭的な環境づくりが必要	2. イ
● 施設退所後も家族、親類からの支援が得られず、また地域のなかに適応していくためのサポートが十分でない。	退所後の進学や就労のサポートや子どもが気軽に安心して集える地域の居場所が必要	2. ア
	地域が、社会的養護の子どもを見守り、包摂できる体制づくりが必要	4. ア

1. 学力の向上、困難を「生きる力」の育成

- ア. 家庭教育を補完する学びの機会と場づくり
 - ・学習習慣の習得と学力向上を図る学習ボランティアによる学習支援
 - ・学習機会に恵まれない子どもを対象に学習支援するボランティア等の支援 等
- イ. 高等教育を目指すためのインセンティブ(動機付け)の提供
 - ・高等学校での修学の安定化のための教育費負担の軽減
 - ・一定期間の就業により返還免除となる児童養護施設退所者等に対する生活費等の貸付 等
- ウ. 子どもの悩みを受け止める心のケアの充実
 - ・スクールカウンセラーの配置等による「心の教育」の充実
 - ・中、高校生が気軽に相談できるメール相談窓口の開設 等
- エ. 優れた文化・芸術とのふれあいや、人との交流活動を通じたロールモデルや「出来る」、「人の役に立つ」体験の提供
 - ・地域の住民、企業や大学等との協働により、子どもに様々な体験活動の機会を提供
 - ・地域を巻き込んだボランティア活動や地域行事への合同参加を実施
 - ・実技指導等を行う芸術家の学校への派遣や一流文化芸術団体による巡回公演 等

2. 安心、安全な居場所づくり

- ア. 子どもが安心して集える地域の居場所づくり
 - ・経済的困難等を抱える子どもが、放課後や土、日曜日に気軽に集い、食事等も行える地域の居場所づくり
 - ・児童養護施設を退所した子どもの、就労、就学を支援するとともに居場所を確保するアフターケアを実施 等
- イ. 社会的養護の子どもに寄り添う家庭的な環境づくり
 - ・里親委託の推進、児童養護施設の小規模化等による家庭的養護の推進 等

3. 家庭の生活を下支えする

- ア. 支援が必要な家庭に寄り添い、支援する
 - ・要支援家庭に対する乳幼児期からのアウトリーチによる養育支援
 - ・効果的な「しつけ」プログラムの普及促進
 - ・ひとり親家庭の親の学び直しや就職に有利な資格取得の援助等就労、生活の支援
 - ・奈良県スマイルセンターにおけるひとり親の子育て、養育費、面会交流の相談の実施等によるワンストップ機能の充実 等

4. 福祉、教育等行政と地域が連携した支援の推進

- ア. 支援が必要な子どもを早期に発見し、地域で見守る仕組みづくり
 - ・要保護児童対策地域協議会等を活用した福祉、教育等行政と地域の連携体制づくり
 - ・スクールソーシャルワーカーの活用の推進 等

第2. 経済的困難等を抱える子どもへの支援

1. 学力の向上、困難を「生きる力」の育成

ア 家庭教育を補完する学びの機会と場づくり

- ① ひとり親家庭の小学生、中学生、高校生を対象に、教員OBや学習ボランティアによる授業の復習や宿題等のサポート、進路指導などの学習支援と悩みごとの相談などの心のケアを実施します。本の読み聞かせなど、本にふれあう機会の提供等による心のケアや子どもの学習意欲の向上を図ります。
学生ボランティアについては、大学との連携を図り、必要な人材の確保に努めます。
- ② 生活保護世帯等の子どもの高等学校進学率の向上のため、生活保護世帯の中学生等を対象とした学習ボランティアによる学習支援を実施します。
さらに、広域型学習支援に加え、生活困窮者世帯等の子どもを対象とした地域型学習支援教室の設置や生活習慣の習得、地域との交流を通じた居場所づくりを推進して、生活困窮者世帯等の子どもへの支援の拡充を図り、貧困の連鎖の防止に努めます。
- ③ 高等学校において、主に学力向上に資するため、補充学習や進路選択支援の補助を行う指導員を派遣します。
- ④ 保護者、地域住民、地域の企業や大学等の参画・協働により、学校の教育活動を支援するとともに、児童生徒に学習支援や様々な体験活動の機会を設けます。
また、経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身につけていなかったりする小学生・中学生を対象に、放課後、土曜日等を活用した教科学習の支援を実施します。
- ⑤ 貧困等の理由で学習機会にめぐまれない子ども等への学力支援、学び直し支援を目的として、ボランティア集団等で運営されている取り組みに対して支援します。
子どもが安心して集い、学習できる場所を地域で増やすために市町村と連携した新規の学び場を創出したり、既存の学び場を充実させたりする取り組みに対して補助します。
- ⑥ 質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、教育・保育に携わる教職員の資質向上を図ります。
- ⑦ 幼児教育に関する様々な課題について、研究協議及び研修等を行い、幼児教育の振興及び充実を図ります。

イ 高等教育を目指すためのインセンティブ（動機付け）の提供

- ① 児童養護施設等の入所児童は就職や進学後も親からの支援を受けることのできない場合が多く、離職や中途退学に追い込まれることもあることから、安定した生活や就学に向けて、一定期間の就業により返還が免除となる家賃や生活費、資格取得費用の貸し付けを行い、退所児童の自立を支援します。
- ② 高等教育を目指す生徒を含むすべての意志ある高校生の修学が安定したものとなるよう、高等学校における教育にかかる経済的負担を軽減するため、授業料に充当するための就学支援金を支給します。
私立高等学校及び中等教育学校後期課程に在学する生徒の世帯の負担軽減のため、授業料軽減補助金を支給します。
修学の奨励と教育の機会均等を図るため、勉学する意欲がありながら経済的な理由により、修学が困難な高等学校等の生徒に対して、奨学金を貸与します。
- ③ 貧困等の理由で学習機会にめぐまれない子ども等への学力支援、学び直し支援を目的として、ボランティア集団等で運営されている取り組みに対して支援します。
子どもが安心して集い、学習できる場所を地域で増やすために市町村と連携した新規の学び場を創出したり、既存の学び場を充実させたりする取り組みに対して補助します。【再掲】

ウ 子どもの悩みを受け止める心のケアの充実

- ① 児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識と経験を有するスクールカウンセラー(注1)を中学・高等学校に配置し、いじめ、不登校等の背景にある悩みを受けとめるとともに、教員へのコンサルテーション(注2)の実施により、問題の未然防止や早期発見・対応に繋がります。
- ② 中・高校生対象のメール相談窓口を開設し、臨床心理士の資格等をもつ相談員が、寄せられた相談に対応します。
また、教員対象の研修講座を開催し、児童生徒の自殺予防に関する知識・理解を深めるとともに、自殺予防に関する校内体制の一層の充実を図ります。
- ③ ひきこもり等の若者やその家族への相談窓口における相談対応、訪問支援等を実施し、ひきこもりからの脱却、社会復帰に繋がります。また、ひきこもり等の子ども・若者の支援団体対象の研修会を実施して、関係機関の連携強化を図ります。
- ④ 大学生ボランティアが児童生徒の悩みを受けとめ、児童生徒が心のゆとりを感じられる環境を提供するための支援を行い、不登校の未然防止・早期対応に繋がります。

(注1) スクールカウンセラー 児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者で不登校や、校内・学内での種々の問題などの心理相談業務に従事し、児童生徒の感情や情緒面の支援を行う。

(注2) コンサルテーション 困難な問題に直面している相談者に、その問題や課題を評価・整理し、解決に向けて相談者の力量を引き出すための支援を行う相談。

エ 優れた文化・芸術とのふれあいや、人との交流活動を通じたロールモデルや「出来る」、「人の役に立つ」体験の提供

- ① 保護者、地域住民、地域の企業や大学等の参画・協働により、児童生徒に学習支援や様々な体験活動の機会を設け、地域の人々との交流を通してロールモデルの提示を行います。【再掲】
- ② 児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識と経験を有するスクールカウンセラーを中学校・高等学校に配置し、いじめ、不登校等の背景にある悩みを受けとめるとともに、教員へのコンサルテーションの実施により、問題の未然防止や早期発見・対応に繋がります。【再掲】
- ③ 小・中・高校生による地域を巻き込んだボランティア活動や地域行事への合同参加、高校生による災害ボランティア活動等の実施を通して、自尊感情を育むとともに規範意識の醸成を図ります。
- ④ 一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演（小・中学校、特別支援学校）や、講話・実技披露・実技指導を行う芸術家の派遣（小・中・高等学校、特別支援学校）を行い、子どもに芸術にふれる機会を提供します。
- ⑤ 県内の高校生が、高等学校総合文化祭に参加することで、他都道府県の生徒と交流し、彼らの作品に直接触れる機会を創出します。
- ⑥ 県内の高校生・特別支援学校生徒による芸術文化活動の総合的な発表会を開催し、高等学校の部活動等における芸術・文化教育の振興等を図ります。

2. 安心、安全な居場所づくり

ア 子どもが安心して集える地域の居場所づくり

- ① 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が放課後等に安全かつ安心して遊び、過ごせる居場所を確保するとともに、共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童が多様な体験・活動を通じ、健全に育つ場づくりができるよう、各地域の実情や市町村の意向も踏まえつつ、住民等の参画も得ながら、放課後児童クラブ（注1）及び放課後子ども教室（注2）の整備と拡充を図ります。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に参画し指導する者の確保及び資質の向上を図ります。
奈良県放課後児童対策推進委員会において、地域の実情に応じた研修の実施方法や教育委員会と福祉部局との具体的な連携に関する方策等について検討し、実施します。
- ② ひとり親家庭のこどもを対象に、学習の場としてだけでなく、気軽に、集い、食事等も行える地域の居場所づくりを進めます。
また、本の読み聞かせなど、本にふれあう機会の提供等による心のケアや子どもの学習意欲の向上を図ります。【再掲】
- ③ 生活保護世帯等の子どもの高等学校進学率の向上のため、生活保護世帯の中学生等を対象とした学習ボランティアによる学習支援を実施します。
さらに、広域型学習支援に加え、生活困窮者世帯等の子どもを対象とした地域型学習支援教室の設置や生活習慣の習得、地域との交流を通じた居場所づくりを推進して、生活困窮者世帯等の子どもへの支援の拡充を図り、貧困の連鎖の防止に努めます。【再掲】
- ④ 保護者、地域住民、地域の企業や大学等の参画・協働により、学校の教育活動を支援するとともに、学校等に子どもたちの活動拠点（居場所）を設け、放課後や休日における学習活動や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を実施します。【再掲】
- ⑤ 児童養護施設等の退所児童等を対象にした住居・家庭・交友関係・将来への不安などの相談場所を設置し、退所後に集える居場所づくりを行います。

（注1）放課後児童クラブ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

（注2）放課後子ども教室 放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、希望するすべての子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の大人の協力を得て、スポーツや文化活動などの様々な体験活動・地域住民との交流活動や学習活動等の取組を定期的・継続的に提供する活動。

イ 社会的養護の子どもに寄り添う家庭的な環境づくり

- ① 社会的養護はできる限り家庭的な環境のなかで特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われることが望ましいとされていることから、家庭養護（里親、ファミリーホーム）の充実を図るとともに、施設養護（児童養護施設等）についても、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）への対応を促進するなど、家庭的養護を推進します。また、人材について確保に努めるとともに専門性の向上を図るため、研修等を実施します。
里親と施設による連絡会議を設置して、パートナーシップを構築し、里親制度の充実・推進を図ります。
子どもの歯と口腔の健康保持の観点から、歯科医師や歯科衛生士と連携し、児童養護施設及び一時保護の子どもを対象に定期検診を実施するとともに、歯科医師会の児童虐待予防マニュアルの周知に努めます。
- ② 児童養護施設の小規模化・家庭的養護を推進するための養育環境改善を支援します。
- ③ こども家庭相談センターでの一時保護や児童養護施設への入所措置、里親委託を行った児童の保護者に対して回復プログラムを実施し、保護者の回復、親子が再び一緒に暮らす（家庭復帰）、さらには地域との再統合を図ります。

3. 家庭の生活を下支えする

ア 支援が必要な家庭に寄り添い、支援する

(1) 子どもの成長に応じた切れ目のない子育て支援

<妊娠期からの早期の子育て支援養育支援>

- ① 妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ（注1）拠点である「子育て世代包括支援センター」を設置する市町村を支援し、普及を図ります。
- ② 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を補助します。
- ③ 妊娠届・母子健康手帳の市町村発行時に、様々なサービスについて情報提供を行うとともに、個別に面接を実施し、支援の必要な家庭に対する早期の支援を図ります。
- ④ 生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児や保護者の心身の状況や養育環境の把握等を行い、早期の支援を図ります。
- ⑤ 養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。
- ⑥ 教育効果の高い就学前の家庭教育の充実を図るため、子どもの「知・情・体」（知識・情緒・体力）を適切な時期に育むことの重要性を啓発します。

<家庭の状況に応じた支援>

- ① 「どならない子育て練習法」（注2）の実践者の増員を目指し、実践者養成のための講座を開催（年3回）するとともに、児童虐待防止に向けたペアレント・プログラム（注3）の活用を目指し、実践者を対象とした研修会を開催します。
- ② 教育効果の高い就学前の家庭教育の充実を図るため、親子で取り組む約束ノートを作成・配布し、乳幼児期からの親と子の双方向のコミュニケーションを促すとともに、子どもの基本的な生活習慣づくり、社会性の醸成等に取り組みます。
- ③ 教育効果の高い就学前の家庭教育の充実を図るため、子どもの「知・情・体」（知識・情緒・体力）を適切な時期に育むことの重要性を啓発します。【再掲】
- ④ 奈良県の児童生徒の課題（学習意欲、学力、規範意識、自己肯定感、体力、いじめ、問題行動等）の解決に向けて、乳幼児の保護者に教育効果の高い就学前の時期に、（仮称）就学前教育プログラムを実施します。
- ⑤ 不登校やいじめなど学校生活、子育てなど家庭生活の悩みについて、児童生徒及び保護者、教員等を対象に電話教育相談「あすなろダイヤル」を実施します。「あすなろダイヤル」は全国統一ナビダイヤル「24時間子供SOSダイヤル」を兼ね、年中無休、24時間の対応を行います。

（注1）ワンストップ 妊娠・出産期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を1か所で行うこと。

（注2）どならない子育て練習法 ペアレント・プログラムに同じ。

（注3）ペアレント・プログラム 子どもに向かう怒りの爆発の裏側に、悲しみ、不安、自信喪失などの感情が隠されていることに注目し、子どもへの虐待的言動を繰り返してしまう保護者のセルフケア力と問題解決力の回復を促し、親子関係の修復を目指す、心理教育プログラム。

- ⑥ 子どもへの接し方や悩みごと等に対応した、ひとり親向けセミナーを開催します。
また、セミナー・講習時の託児、養育費・親権・面会交流等の法律相談等の拡充を図り、ひとり親家庭の子育てを支援します。
母子福祉連合会で実施するひとり親家庭の体験学習等、親子の交流を図る事業等により、親と子のふれあいの場づくりに努めます。
- ⑦ 高等教育を目指す生徒を含むすべての意志ある高校生の修学が安定したものとなるよう、高等学校における教育にかかる経済的負担を軽減するため、授業料に充当するための就学支援金を支給します。
授業料以外の教育費負担を軽減するため、支給要件を満たす生活保護受給世帯、非課税世帯を対象に、奨学のための給付金を支給します。
私立高等学校及び中等教育学校後期課程に在学する生徒の世帯の負担軽減のため、授業料軽減補助金を支給します。
修学の奨励と教育の機会均等を図るため、勉学する意欲がありながら経済的な理由により、修学が困難な高等学校等の生徒に対して、奨学金を貸与します。【再掲】

<市町村による子育て家庭への支援の機能強化>

- ① 子育て中の親子や妊婦が、様々な子育て支援サービスの中から、一人ひとりに合ったサービスを適切に選択し利用できるよう、市町村における利用者支援事業を普及するとともに、地域子育て支援拠点事業（注1）の充実を図り市町村が両事業を一体的に運営できるよう支援します。

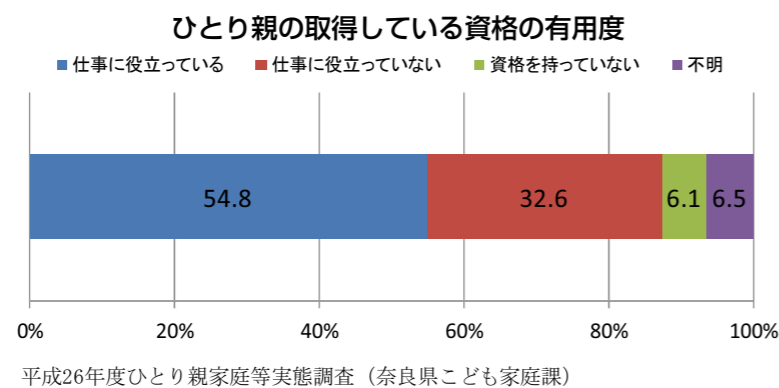
<アウトリーチ（注2）支援の充実>

- ① 妊娠・出産・育児の切れ目のない家庭訪問支援を行うため、家庭訪問支援プログラムを作成し、市町村における活用を促進します。

(2) 安定した就労・生活に向けての支援

<親の学び直しの支援>

- ① ひとり親家庭の親の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座受講料及び受験料の一部を支給します。



- ② 貧困等により、学齢期に義務教育を修了していない人等を対象として県内に開設されている、3つの公立中学校夜間学級の運営を支援します。

（注1）地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

（注2）アウトリーチ 積極的に対象者のいる場所に向かい働きかけること、訪問すること。

<ひとり親家庭の親への就労、生活の支援>

- ① ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を給付します。
- ② ひとり親家庭の自立を総合的に支援するため、奈良県スマイルセンター（注1）において、ハローワークと連携した就業相談、介護資格等取得のための就業支援講習会を実施します。
また、子育てに対するひとり親の悩みに対応するセミナーの開催や就業支援講習会実施時の託児サービスの実施、離婚前からの養育費や面会交流の相談等に取り組み、ひとり親の相談・支援のワンストップ機能の充実を図ります。【再掲】
- ③ ひとり親家庭の親の自立に向けた安定した就労を支援するため、教育訓練講座受講時に自立支援教育訓練給付金を支給するとともに、資格取得のための養成機関受講に際して高等技能訓練促進費を支給します。
- ④ ひとり親家庭の親の自立に向けた安定した就労を支援するため、高等技能訓練促進費の受給者に対して、一定期間の就業により返還が免除となる資格取得のための養成機関の入学準備金及び就職準備金の貸与を行います。
- ⑤ ひとり親家庭の生活を支援するため、修学等自立に必要な理由や、疾病などの理由により、日常生活を営むことに障害が生じており一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員（注2）が身の回りの世話を行います。
- ⑥ ひとり親家庭や寡婦の方の生活や子どもの就学を支援するため、修学、就職支度、技能習得等の資金を低金利または無利子で貸付します。
- ⑦ 民間教育訓練機関を活用した職業訓練において、母子家庭の母の優先枠を設定する等、就職が困難な方の職業能力の向上を図り、再就職を支援します。

<生活困窮者への就労・生活の支援>

- ① 生活困窮者の社会的経済的な自立と生活の向上を図るため、「奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター（注3）」に専門スタッフを配置し、生活困窮者が抱える複合的な課題を包括的な相談で把握し、日常生活及び社会参加や就労に向けた支援を実施します。
また、就労意欲はあるが、長期間の不就労やひきこもり等で就労経験に乏しい方や生活リズムが崩れている、他者とのコミュニケーションがとれないなどの理由により直ちに就労に結びつかない方の自立を図るため、一般就労に従事する準備段階の支援を行う就労準備支援事業に取り組み、支援の強化に努めます。

<外国人労働者の親等への支援>

- ① 支援を要する在日外国人に対して、日本語習得支援及び生活支援を実施する団体に対して補助を行います。

<住まいの確保>

- ① 生活困窮者の住宅の確保を支援するため、離職により住宅を失った、またはそのおそれのある生活困窮者に対し、家賃相当の給付金を有期で給付します。
- ② ひとり親家庭の住宅の確保を支援するため、「福祉世帯向け住宅」として、優先的に県営住宅の入居募集を実施します。

（注1）奈良県スマイルセンター 母子家庭の母等の就業による自立を支援するため、奈良県・奈良市が実施主体として開設した窓口。ハローワーク職業紹介窓口を併設し、就業相談から紹介状の発行まで、一体的な対応を実施。その他、就業支援講習会等を実施。

（注2）家庭生活支援員 ひとり親家庭の方が、自立促進や疾病等の理由によって、一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、食事や身の回りの世話や保育サービスを行う者。

（注3）奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター 生活困窮者等に対する自立相談支援、就労準備支援を実施する窓口。

No.	指標	奈良県	全国	備考
◇ひとり親世帯で経済的困難等を抱える子ども				
14	ひとり親世帯の子どもの就園率(保育所・幼稚園)	91.2%	72.3%	奈良県:平成26年度ひとり親家庭等実態調査 全国:平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)
15	ひとり親世帯の子どもの高校等進学率	96.7%	93.9%	
16	ひとり親世帯の子どもの就職率(中学校卒業後)	1.3%	0.8%	
17	ひとり親世帯の子どもの大学等進学率(専修学校等を含む)	58.2%	41.6%	
18	ひとり親世帯の子どもの就職率(高等学校卒業後)	17.9%	33.0%	
19	ひとり親世帯の就業率(母子家庭)	90.6%	80.6%	
20	ひとり親世帯の就業率(父子家庭)	91.8%	91.3%	
21	スマイルセンター就業相談件数 ☆	2,270件	88,422件	平成26年度
◇社会的養護の子ども				
22	児童養護施設の子どもの高校等進学率	100.0%	97.2%	平成26年5月1日現在
23	児童養護施設の子どもの就職率(中学校卒業後)	0.0%	1.3%	
24	児童養護施設の子どもの大学等進学率(専修学校等を含む)	19.2%	22.6%	
25	児童養護施設の子どもの就職率(高等学校卒業後)	73.1%	70.9%	

☆印は、奈良県独自の指標です。

以下は、国の大綱にある指標のうち、県のデータがないために、県の指標には挙げていないものです。

指標	奈良県	全国	備考
子どもの貧困率	—	16.3%	平成25年国民生活基礎調査
子どもがいる現役世帯のうち一人の貧困率	—	54.6%	



子どものライフステージに応じた子どもへの支援

◇子どもの成長段階に即した切れ目のない支援

